

事務連絡
平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課 御中

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）に係る実施計画の作成及び提出について（依頼）

内閣府地方創生推進室

平成 26 年度補正予算（第 1 号）に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）に係る実施計画の作成及び提出について、下記のとおり依頼しますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1. 実施計画の作成について

地方公共団体ごとに、「平成 26 年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画記載要領」（別添）に基づき、別紙 1 「平成 26 年度地域活性化・地域住民等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画様式」により、実施計画を作成してください。

また、本交付金は、実施計画掲載事業間において、地域消費喚起・生活支援型の中での流用が可能となっていることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう予算計上を工夫してください。

2. 実施計画の提出について

（1）事前相談

実施計画の提出に先立って、2 月 12 日（木）以降、各都道府県単位でとりまとめた実施計画の事前相談を受け付けます。実施計画提出後の手続きを円滑に行うため、可能な限り、事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

実施計画は、都道府県にてとりまとめの上、メールにて内閣府地方創生交付金担当までご提出ください。全ての地方公共団体が揃ってから提出いただく必要はなく、前日までに集まった分を毎朝提出いただくことを基本に、可能な限り早い提出により、効率的な事前相談の実施に御協力ください。

送付いただいた実施計画に基づいて、2 月 16 日（月）以降、必要に応じて当室か

ら直接、各地方公共団体にご連絡させていただきます。

(2) 提出時期

実施計画の提出期限は、平成27年3月上旬を目途とします。具体的な日時等については追ってご連絡させていただきます。

まずはメールにより御提出いただき、必要な調整を経た上で郵送により御提出いただくこととなります。なお、期限を過ぎることにつき特段の事情がある場合には、提出期限前の早い段階で当室に御相談ください。

(3) 提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、御提出願います。

【e-mail（事前相談等）】

chiiki.shohi-kanki@cao.go.jp

※ 提出にあたっては、ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+“消費”」としてください。

各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に御提出いただく際のメールの件名は、「都道府県コード（半角2桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+“消費”」としてください。

例) ファイル名：「01100_北海道札幌市消費.xlsx」

「02201_青森県青森市消費.xlsx」など

メール件名：「01_北海道消費」「02_青森県消費」など

【郵送】

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府庁舎B1F

内閣府地方創生推進室（017号室）

※封筒の表に「都道府県名」を朱書き願います。

例)「北海道」

(4) 提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、【様式】内のエクセルファイルの各シートに用意されています。提出資料とあわせて、別紙2「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画の提出について」に必要事項を記載・押印等行ったうえで、郵送の際に同封してください。

<関係資料一覧>

- ・(別添)平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・

生活支援型) 実施計画記載要領

- ・(別紙1) 実施計画様式及びチェックリスト
- ・(別紙2) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型) 実施計画の提出について

<問い合わせ先>

別添「問い合わせ担当者一覧」をご確認ください。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）
実施計画の提出について

平成27年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）制度要綱第3の規定に基づき、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画を提出します。

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
(地域消費喚起・生活支援型) 実施計画 記載要領

1. 「交付限度額」欄には「交付限度額内示額通知」により通知された額を記載して下さい。
2. (2) 「目的、スキーム」欄は、『プレミアム付商品券』及び『ふるさと名物商品・旅行券』などの消費喚起型事業（消費者の自己負担分を伴うもの）については、各事業に関し、以下の内容を含む、事業の概要を記載して下さい。

今後、様々な取組事例・方法を、国からも積極的に各地方公共団体にご紹介したいと考えております。助成方法、助成対象など、現在検討中の案を、可能な範囲で具体的にご記入ください（事業実施のプロセスで、実施計画に記載いただいたものから助成率や利用対象範囲などを柔軟に変更していただくのは、構いません。変更する場合の手続きは、平成27年2月10日付事務連絡「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）について」）。

- ① 事業実施主体
 - 事業の実施を委任する場合その委託予定先、地方公共団体が自ら行う場合はその旨を記載。
- ② 助成方法
 - プレミアム付商品券の場合、商店街発行のプレミアム付商品券、ご当地カードを活用したプレミアムポイント制度、スクラッチカード付商品券などの手法。
 - ふるさと名物商品・旅行券の場合、ネット通販サイトでの割引若しくは還元ポイント発行、物産展や実店舗を通じた割引などの手法。
- ③ 助成対象範囲
 - 対象製品や利用対象場所の限定の有無。限定する場合の内容。

『低所得者向け支援』や『多子世帯支援』等の生活支援型（消費者の自己負担分を伴わないもの）については、以下を記載して下さい。

- ① 事業の目的と必要性
- ② 支援対象の考え方と、具体的な支援の内容

③ 対象者数と対象者数が住民に占める割合

2. (3) 「種類」欄は、以下の①～⑤から1番近いものを選んで記載して下さい。

①～⑤を選べない場合は⑥と記載してください。

- ① プレミアム付商品券
- ② ふるさと名物商品・旅行券
- ③ 低所得者等向け灯油等購入助成
- ④ 低所得者等向け商品・サービス購入券
- ⑤ 多子世帯支援策
- ⑥ その他

2. (4) ① 「助成率等」欄は、本交付金による助成費の割合を記載して下さい（例：プレミアム率や割引率等）。生活支援型において、自己負担を求めない場合は『100%』と記載して下さい。

なお、対象製品や利用場所によって助成率を変更する、スクラッチカードで助成率を決めるなどの工夫を行う場合は、想定している助成率を XX%～YY%などのように幅で示し、現在検討している具体的な助成率の変更方法について、簡単に記述してください。

(4) ② 「変動有」欄は、想定している助成率に幅がある場合に「○」を記載してください。

2. (5) 「域内・域外の区分」欄は、域内の消費喚起等を目的とした事業の場合は域内を記載し、域外の需要の獲得による消費喚起等を目的とした事業の場合は域外を選択して下さい。どちらにもまたがる可能性がある事業については、主たる目的として想定している方を選んでください。

2. (6) 「高額助成の状況」欄は、助成額が10万円を超える商品への支援を予定しているものについて、①助成対象商品の品目と価格、②利用想定者数とそれが住民に占める割合、及び③住民が広く利用されるような工夫（例えば、低額対象商品の充実など）を記載して下さい。

2. (7) 「ふるさと名物商品・旅行券の場合」欄は、ふるさと名物商品・旅行券のメニューを実施する場合に以下の内容を記載して下さい。

① 「区分」欄は、(イ)～(ハ)のいずれかを選択して下さい。

(イ). 商品 (ロ). 旅行券 (ハ). 商品+旅行券

② 「指定手続き」欄は、名物商品・旅行を指定する手続きとして、指定

を受け付ける連絡先、随時受付（可能であれば望ましい）の可否、受付時期を指定する場合は、その指定の時期を記載してください。

③「全国企画」欄のうち、

(イ)「概要」欄は、現時点で想定しているイメージを、

(ロ)「費用」欄は、全国企画に要する費用を記載して下さい。

3. 消費喚起型の事業については、(1)「アンケート実施の時期」、(2)「効果の報告時期」欄について、それぞれ予定時期を記載し、(4)「その他」欄は、アンケートに加えて独自に消費喚起効果を測定する場合にその方法を記載して下さい。

生活支援型の事業については、アンケートを実施する場合には、(1)(2)にそれぞれ予定時期を記載して下さい。

- (3)「消費喚起想定額」欄は、プレミアム付商品券の発行予定総額（事務経費は含まない）など、助成を行うことにより喚起が想定される直接的な消費喚起額を記載して下さい。（*）

なお、事業実施後に調べていただく直接的な消費喚起額は、商品券の発行実績等、実際に消費を喚起した額を報告していただくこととなります。結果として想定額と一致しないことは構いません。

また、事業の効果としては、上記の実際の「直接的な消費喚起額」に加え、今回の消費喚起策があったから新たに商品購入を決断したなどの、「新たな消費に結びついた額」（新規の消費誘発効果）についても、アンケート等により調べていただくこととなりますことをご留意ください。これらの消費喚起効果の把握方法の詳細については、別途通知します。

（*）プレミアム付商品券の場合。

1千円×12枚綴を1万円で10,000セット販売する場合。

→ 1万2千円×10,000=1億2千万円

プレミアムポイント発行の場合

1ポイント100円のポイント、120ポイントを1万円で10,000セット販売する場合

→ 100円/ポイント×120ポイント×10,000=1億2千万円

4. ①「助成費用」欄は、本交付金による助成額（例：プレミアム部分の額や割引額等）を、②「助成費以外の経費」欄は事務経費（例：商品券等印刷・発行費用、換金手数料、人件費等）を記載して下さい。また、③「②の主

な内容」欄は、事務経費の主な内容を記載して下さい。

なお、事務経費のうち、地方公共団体職員（任期付き短時間勤務職員を含む）の人件費に充当することはできません（事業実施に伴う非常勤職員の賃金は可能）。PC等の汎用性の高い物品の購入費用については、その必要性についての説明が一般的には困難であると考えられますので留意して下さい。

5. (1) 「事業始期」欄は、委託契約などの支出を伴う手続きを開始した時点（プレミアム付商品券の発売開始時期ではありません。また、事前の打ち合わせ、契約の公告等の期間は含みません）を記載して下さい。
5. (2) 「事業終期」欄は、本交付金による事業の終了月を記載して下さい。
6. (1) 「予算区分」欄は、平成 26 年度補正予算に計上しなかった場合には「その他」を選んだうえで、その理由及びいつの予算で計上する予定であるかについて記載して下さい。
6. (2) 「都道府県事業、又は市町村事業との関係」欄は、市区町村の事業に対して都道府県から助成の上のせがある場合には『上のせの内容（助成対象や率など）』、『事務経費の分担の内容』等を記載して下さい。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）
実施計画の提出について

平成27年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）制度要綱第3の規定に基づき、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画を提出します。

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

(地域消費喚起・生活支援型) 制度要綱

平成27年2月10日
府地創第22号

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）について、基本的な枠組みを定める。

第1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）の目的

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）が、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）に対応し、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業を実施するために作成した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、緊急経済対策の速やかかつ着実な実施を図ることを目的とする。

第2 用語の定義等

- 1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
- 2 交付対象者
交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。
- 3 交付対象事業
交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業とする。ただし、平成26年12月27日以降に実施計画作成地方公共団体の予算に計上され、実施されるもの（建設地方債の発行対象経費を除く。）に限る。

4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第3 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の策定及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した一の実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 1) 実施計画作成地方公共団体の名称
- 2) 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 3) 事業効果
- 4) 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 5) 事業実施期間
- 6) その他必要な事項

2 実施計画の変更

実施計画に変更が生じた場合には、内閣総理大臣に報告するものとする。

3 効果の検証

事業実施に伴う効果について、その効果を検証し、内閣総理大臣に報告するものとする。

第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第3の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象事業及び交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内とする。

第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えることができる。

第6 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別紙

下記の算式により算定した額とする。

ただし、その額が5百万円未満の場合、当該団体の交付限度額は、5百万円とする。

算式

$$\text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

人口：国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在における人口をいう（以下同じ。）。

算式の符号

$$A : (1 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成23年度、平成24年度及び平成25年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう（ただし、財政力指数1以上の団体、東京都及び特別区にあつては1とする。）。

$$B : (a + b) / 2$$

$$a : \frac{1,6927}{(\text{小売年間販売額} + \text{サービス業対個人事業収入額}) / \text{人口}}$$

小売年間販売額：平成24年経済センサスの「事業所に関する集計－産業横断的集計(売上(収入)金額等)第3－1表」のうち、産業中分類が「卸売業，小売業」の「小売業売上(収入)金額(百万円)」の数値をいう。

サービス業対個人事業収入額：平成24年経済センサスの「事業所に関する集計－産業別集計(サービス関連産業B)第3表」のうち、「(収入を得た相手先別収入額)個人」と、「事業所に関する集計－産業別集計(医療，福祉)第2表」のうち、「(医療，福祉の相手先別収入額)個人」との合計をいう。

$$b : \frac{314,048}{\text{現金給与総額}}$$

現金給与総額：平成25年毎月勤労統計調査（地方調査）（都道府県別）の事業所規模5人以上の現金給与総額をいう。

※市町村においては、都道府県の係数を都道府県内市区町村に一律に適用する。

C：次の表の級地区分に対応する率

級地区分：当該市町村の普通交付税に関する省令別表第4(1)の級地区分

級地区分	係数
無級地	1. 0 0 0
1 級地	1. 0 2 5
2 級地	1. 0 5 0
3 級地	1. 0 7 5
4 級地	1. 1 0 0

※都道府県においては、当該都道府県内の各市町村の人口に当該市町村の級地区分に応じて上記の表の級地区分に対応する率を乗じて得た数を合算したものを当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いる。

α : 内閣総理大臣が別に定める乗率

事務連絡
平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課 御中

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
(地域消費喚起・生活支援型) について

内閣府地方創生推進室

標記については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱(平成 27 年 2 月 10 日付け内閣府事務次官通知。以下「制度要綱」という。)を通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係事業等担当部局等と十分に連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)について(制度要綱第 1 関係)

(1) 概要

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)(以下「交付金」という。)は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)において位置付けられたことを踏まえ、創設されたものです。

(2) 早期執行について

地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持っての絞った対応をしていくため、緊急経済対策に盛り込まれた施策が早期に的確に効果を発揮するよう、平成 26 年度補正予算の適切な実施が求められます。

交付金の執行に当たりまして、こうしたことを踏まえ、極力早期執行に努

めるようお願いします。なお、交付金の執行に当たっては、交付限度額の提示や交付金に係る交付決定がなされる前であっても、実施可能となった段階で速やかに事業に着手すること（入札公告や契約等）が可能であることに御留意ください。

2 交付対象事業（制度要綱第2関係）

（1）概要

交付対象事業となる事業は、制度要綱第2に記載しているとおりです。

（2）留意点

交付対象事業については、以下のとおり取り扱うこと。

① 職員の人件費

職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く）には、交付金を充当しないこと。

② 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。

③ 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

④ 建設地方債対象事業

建設地方債対象事業には、交付金を充当しないこと。

⑤ 国の補助金等の給付を受けている、若しくは受けることが確定している事業

国の補助金等の給付を受けている、若しくは受けることが確定している事業には、交付金を充当しないこと。国による補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の利用を優先すること。

3 実施計画の作成及び提出等について（制度要綱第3関係）

実施計画の作成及び提出については、地方公共団体ごとの交付限度額の算定状況等を踏まえて、別に通知します。

また、事業終了後、別に通知する様式により、事業実施結果及び事業効果検証の結果を報告していただくこととしております。

なお、提出期限後に実施計画について次のような変更を行う場合には、内閣総理大臣に報告する必要があります。

① 事業を新たに追加する場合

② 消費喚起型の事業の予算額を減らし、生活支援型の事業の予算額を拡充し

て実施する場合

- ③ 高額助成の拡充をする場合
- ④ 事業効果の報告時期を遅らせる場合

4 交付限度額について（制度要綱第4関係）

地方公共団体ごとの交付限度額は、別に定めて通知します。

5 交付申請等について（制度要綱第6関係）

交付に関する事務は、予算の移替先の各省庁において行いますので、交付申請等は、当該移替先に対し行うこととなります。なお、交付金の充当先は、実施計画掲載事業に限られますので、御留意ください。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
問い合わせ担当者一覧

内閣府代表番号:03-5253-2111

担当都道府県	消費喚起・生活支援型	地方創生先行型
北海道、青森県、秋田県	山瀬 (内線)85026 (夜間直通)03-3581-4207	竹内 (内線)85017 (夜間直通)03-3581-4213
岩手県、宮城県、福島県	山瀬 (内線)85026 (夜間直通)03-3581-4207	松林 (内線)37187 (夜間直通)03-6257-1421
山形県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県	安達 (内線)85029 (夜間直通)03-3581-4208	高畑 (内線)85022 (夜間直通)03-3581-4214
茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、	土佐 (内線)85027 (夜間直通)03-3581-4207	松本 (内線)85020 (夜間直通)03-3581-4214
栃木県、群馬県、長野県	土佐 (内線)85027 (夜間直通)03-3581-4207	長谷川 (内線)37197 (夜間直通)03-6257-1421
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	横田 (内線)85028 (夜間直通)03-3581-4207	藤本 (内線)85015 (夜間直通)03-3581-4213
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	小寺 (内線)85032 (夜間直通)03-3581-4208	大塚 (内線)85021 (夜間直通)03-3581-4214
徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県	田端 (内線)85031 (夜間直通)03-3581-4208	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県	横田 (内線)85028 (夜間直通)03-3581-4207	佐野 (内線)85016 (夜間直通)03-3581-4213